

情報技術人材育成のための
実践教育ネットワーク形成事業
公募要領

平成24年7月

文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 公募対象	1
	(2) 事業の期間	1
	(3) 選定件数	1
	(4) 申請者等	1
	(5) 事業規模	2
	(6) 経費の範囲	2
3	審査方法等	4
4	申請内容・方法等	
	(1) 申請内容等	4
	(2) 申請書の作成	5
	(3) 提出方法	5
	(4) その他	5
5	その他留意事項	
	(1) 補助金の執行に関する留意事項	6
	(2) 成果の検証及び評価	7
	(3) 公表等	7
	(4) その他	7
6	問い合わせ先	7

1 事業の背景・目的

高齢化、エネルギー・環境問題、震災からの復旧・復興などの社会的課題解決、我が国の強みである組込みソフトウェア産業の充実やクラウドコンピューティングを利用した企業経営の効率化等による国際競争力強化、インターネット社会における巨大なデータ処理による新たな価値や新産業創出に向け、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材を育成することが我が国の重要な課題となっています。

このため、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部でとりまとめられた「情報通信技術人材に関するロードマップ」には、政府が取り組むべき施策として、大学を中心とした産学協働による実践的教育活動のシステム構築及び人材育成推進ネットワーク構築が明記されています。

これらを踏まえ、本事業は、情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するため、複数の大学と産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践的な教育（以下「実践教育」という。）を実施・普及することを目的としています。

特に、大学院修士課程（大学院博士前期課程を含む。以下同じ。）の学生を主な対象として、実践教育を行うための、複数の大学と産業界の全国的なネットワークを形成することによる大学教育改革の取組を支援します。

2 事業の概要

(1) 公募対象

大学院修士課程を設置する我が国の国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）である大学）が、情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するために、複数の大学並びに企業、関係団体及び学協会等（以下「企業等」という。）と緊密に連携し、実践教育を推進する全国的なネットワークを形成する取組を対象とします。

(2) 事業の期間

最大5年間としますが、予算の状況や中間評価の結果等を踏まえて、事業期間途中での計画の変更や中止を含めた見直しを行うことがあります。

(3) 選定件数

選定件数は1件とします。

(4) 申請者等

- 本事業の事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）、申請者は大学の学長です。事業者には、大学改革推進等補助金（情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業費）が交付されます。
- 申請は、ネットワーク形成を行うための複数の大学連携による共同申請とします。単独の大学による申請はできません。
- 申請は、連携する大学から一校が代表（以下「代表校」という。）となって行いますが、連携する全ての大学の学長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、連携する企業等についても選定後の協力について理解を得ていることが必要になります。

- 選定された場合は、連携する大学及び企業等間において本事業を共同で実施する旨の協定を速やかに締結し、別途文部科学省から連絡する方法に従い、代表校の学長から文部科学大臣宛に提出してください。
- 学生募集停止中の大学（連携校を含む）は、申請することはできません。
- 代表校、連携校に関わらず、一つの大学が申請できる件数は1件までとします。

(5) 事業規模

平成24年度は6億円を申請の上限額とします。事業規模が申請の上限額を超える場合、申請の上限額との差額は自己収入等の経費により各大学等が負担することとなります。

(6) 経費の範囲

- 選定された取組に対しては、「大学改革推進等補助金」により、経費措置を行います。
- 選定された取組の計画が、他の文部科学省の補助金等により経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることはできませんので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請する実施計画及び資金計画を作成してください。
- 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費とします。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ支援期間終了後も事業に関わる人材育成を継続できるよう、支援期間（最大5年間）における適切な規模の所要経費を算出してください。なお、平成25年度以降の補助金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度文部科学省において決定しますが、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえて減額する場合があります。
- 平成24年度申請経費については、平成25年3月までに行う人材育成その他、ネットワーク形成に必要となる経費を申請してください。
- 経費の取扱いについては、別に通知する大学改革推進等補助金交付要綱、平成24年度大学改革推進等補助金取扱要領等に従って適切に管理執行してください。
(参考) 平成24年度大学改革推進等補助金について
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm
※特に大学改革推進等補助金の経費区分は、平成23年度の経費区分から変更されていますので注意願います。

【物品費】

① 設備備品費

本事業を遂行するに当たり必要な設備備品の購入について使用できます。また、設備備品を設置する際の軽微な据え付けのための経費についても使用できます。購入した設備備品は大学改革推進等補助金により購入したものである旨を記し、備品番号を付すなど、適正に管理してください。なお、建物等施設の建設・改修、不動産取得に関する経費については使用できません。

※設備備品費は、補助対象経費の総額の70%を超えないようにしてください。

② 消耗品費

本事業を遂行するに当たり必要な資材、部品、消耗品等の購入について使用できません。

【人件費・謝金】

① 人件費

本事業を遂行するに当たり必要な教育研究指導及びその支援その他の労働を行った人に対する賃金、手当について使用できます（T A、R Aを含む）。

② 謝金

本事業を遂行するに当たり必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝金について使用できます。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）や外国人招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費等））について使用できます。

【その他】

① 外注費

本事業を遂行するに当たり必要な外注について使用できます。

② 印刷製本費

本事業を遂行するに当たり必要な資料等の印刷・製本について使用できます。

③ 会議費

本事業を遂行するに当たり必要な会議、シンポジウム、セミナーの開催等について使用できます。

④ 通信運搬費

本事業を遂行するに当たり必要な物品の運搬、通信・電話料等について使用できます。

⑤ 光熱水料

本事業を遂行するに当たり必要な電気、ガス及び水道等の経費について使用できます。

⑥ その他

本事業を遂行するに当たり必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借り上げ料、研究機関内の施設・設備使用料、広報費、データ・権利等使用料、委託費、その他大臣が認めた経費等）について使用できます。

また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務については他に委託して行わせることができます。委託費の総額は、補助金額の50%を超えないようにしてください。

なお、本事業の遂行に直接関連のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用できません。

○ 上記の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 実践教育ネットワークの形成・拡充に必要な打ち合わせ、会議等に係る旅費、会議費
- ・ 産業界の技術者等を指導者として雇用・招へいするために必要な旅費、謝金、賃金
- ・ 実践教育の指導補助者として、T A等の支援者を雇用するために必要な賃金
- ・ 全国の大学、研究機関、企業等が共同で実習等を行うために必要な経費
- ・ 実践教育を行うための機器の購入や実践教育の会場確保に必要な経費
- ・ 実践教育に参加する学生・教員の募集、実践教育の普及・広報に必要な経費
- ・ シンポジウム等を企画・開催するために必要な経費
- ・ 有識者による外部評価実施など、実践教育の質の保証・向上を図るための経費

3 審査方法等

本事業の選定のための審査は、客観性、公平性、透明性を確保するため、有識者や専門家で構成される「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

選定方法の詳細については、「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業審査要項」を参照してください。

選定にあたっては、委員会の意見を踏まえ、取組の計画内容等について修正を求める場合があります。

4 申請内容・方法等

(1) 申請内容等

申請者は、次に掲げる各事項に留意して取組を計画し、文部科学大臣宛に必要な申請書類を提出してください。

- ① 本事業は情報技術分野における実践教育を推進するための全国的なネットワークを形成することを目的としているので、形成するネットワークが、連携する大学や地域の広がり等の面から見て、全国的なものとなっていること。
- ② 形成するネットワークが効果的に機能するような、複数の大学及び産業界による組織・体制が構築されること。また、事業を実施する大学間の役割分担が明確になっていること。
- ③ ネットワークを形成する大学及び企業等が地域を越えて緊密に連携することにより、大学院修士課程の学生を主な対象として実践教育を行うこと。また、実践教育の実施方法及び手段が明確かつ効果的なものとなっていること。
- ④ 実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の中で明確なコミットメントを得ているとともに、協力内容が明らかにされていること。また、連携する企業等については、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業など、幅広い関係企業等を含むこと。
※ 大学改革推進等補助金の交付対象は大学等ですので、連携する企業等に補助金を交付することはできません。
- ⑤ 実践教育を行う情報技術の分野が明確になっていること。また、当該分野について、実践教育による人材育成を行う必要性及び重要性が十分認められるものであること。
- ⑥ 個々の大学を超えた、全国の大学の実践教育の場としてふさわしい、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育を行う計画となっていること。
- ⑦ 本事業を実施する大学の学生以外の全国の学生や社会人が、本事業で行う実践教育を受けられることができる仕組みを構築すること。
- ⑧ 本事業を実施する大学以外の大学の教員を、ネットワークの活動に積極的に参加させることで、実践教育を充実させるとともに、実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）の推進や、本事業の成果の全国的な普及を図ること。

- ⑨ 各年度の達成目標並びに中間評価及び事後評価の各時点における達成目標を国民にわかりやすい形で明確に設定すること。その際、本事業においては、特に以下の点について目標を設定すること。
 - ・ 実践教育の推進ネットワークに参加する大学数
 - ・ 本事業で実施する実践教育を受ける学生数
 - ・ 全国の大学に占める、情報技術分野の実践教育を実施する大学の割合
- ⑩ 本事業を実施する大学以外の大学や産業界等の有識者を構成員とする第三者評価組織を設置し、事業の検証や評価を実施するとともに、その結果等を踏まえて必要な改善策を講じ、事業の一層の充実に繋げることができるよう、PDCAサイクルが機能する仕組みを構築すること。
- ⑪ 形成したネットワークについて、支援期間終了後も自立的かつ発展的な活動を継続する計画となっていること。

(2) 申請書の作成

「平成24年度『情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業』申請書の作成に当たって」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、代表校の学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(3) 提出方法

申請書は、以下の提出先へ期間内に提出してください。なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出期間】

- 送付する場合：平成24年8月2日（木）～平成24年8月3日（金）に必着
送付にあたっては、包装に「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送してください。

- 持参する場合：平成24年8月2日～平成24年8月3日（金）
10時～12時、13時～17時

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課 情報教育推進係

▪	【提出部数】	▪
▪	①申請提出書・・・・・・・・・・1部	▪
▪	②情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業申請書 ・両面印刷・穴あけ・ファイルに綴じる・・・・・・・・・・15部	▪
▪	③上記①②のデータをCD-R(W)に保存したもの(WORD等及びPDFの両方)・・1枚	▪
▪		▪

(4) その他

- 提出された申請書等については、公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。

- 公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。
 - ①申請書等の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
 - ②各様式の規定ページ数を超過した場合
 - ③指定外の資料を添付した場合
- 1大学から複数の申請があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。
- 申請書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または、虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。また、選定後においても、虚偽の記載等が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。
- 提出された申請書等は返却しませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- 一度選定された事業については、原則として、当初計画に基づいて最大5年間事業を実施することとなるため、あらかじめ計画を十分に練った上で申請してください。
- 最終的に選定された大学については、学長宛に選定結果を通知するとともに、別途、交付内定及び補助金交付申請手続きに関する連絡を行います。

5 その他留意事項

(1) 補助金の執行に関する留意事項

選定がなされ補助金の交付を受けた場合には、学長、取組担当者及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出、事業の実施等を、代表校の学長の下、一括して行うようにしてください。

② 補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組の完了した年度の翌年度から5年間保存してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保存するのではなく、支援期間（最大5年間）の全てについて、取組完了年度から5年後まで保存する必要があります）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③ 不正又は不適切な使用に関する措置

補助金の不正又は不適切な使用が認められた場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めることとなります。

④ その他、法令、国の定めるところにより、必要な責任を負っていただきます。

(2) 成果の検証及び評価

① 実績報告書等

選定された取組については、毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出することとします。

また、取組の財政支援期間中や終了後に委員会又は文部科学省による状況調査を行う場合があります。

実績報告書及び状況調査の結果から、補助期間中の目標達成が著しく困難であると判断される場合は、計画の見直しを求めるほか、補助金の減額や事業の打ち切りを行う場合があります。

また、より一層効果的な事業とするために、委員会等から助言等を行う場合があります。

② 評価

事業開始から2年経過後に中間評価を、支援期間の最終年度の翌年度に事後評価を委員会で行います。中間評価の結果は、4年目以降の補助金額の決定に反映され、この際、補助金の減額や事業の打ち切りを行う場合があります。なお、評価は、委員会で別途定める方法に基づいて行われます。

(3) 公表等

公募締切後、申請大学名（研究科名含む）、取組名を公表する予定です。また、選定された取組については、取組責任者名、取組概要等についても公表する予定です。

また、文部科学省では、選定された取組に係る事例集や報告書の作成、フォーラムの開催等を行う場合があります、その際には選定された大学にご協力いただくことを予定していますのであらかじめご了承ください。なお、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

選定された大学は、本事業の趣旨・目的を踏まえ、取組内容、経過、成果、達成目標の到達状況等について、大学のWebサイト等を活用し、積極的かつ継続的に学内外へ情報提供を行うこととします。

(4) その他

現に又は今後、国等から助成を受ける経費がある場合、重複して本事業の経費として交付申請することはできません。

6 問い合わせ先

公募に関するご相談は、以下問い合わせ先において随時受け付けます。

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課情報教育推進係
電話：03-5253-4111（代表）
内線2935, 2992